

(平成 27 年 8 月 1 日以降の受付から適用します)

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金

業務規程第 12 条の技術的審査料金は、申請一件につき次に掲げる額とします。

長期優良住宅に係る技術的審査料金表 (消費税を含む 単位:円)

技術審査	単独申請		併願申請		
	一般	型式性能認定等	建築確認・(一般)	建築確認・(型式認定等)	設計住宅性能評価
1 戸建住宅	42,000	35,000	35,000	31,000	9,000
共同住宅 2~5 戸	110,000	90,000	—	—	30,000
共同住宅 6~10 戸	170,000	142,000	—	—	48,000
共同住宅 11~20 戸	325,000	278,000	—	—	86,000
共同住宅 21~30 戸	452,000	382,000	—	—	118,000
共同住宅 31~40 戸	540,000	452,000	—	—	166,000
共同住宅 41~50 戸	620,000	520,000	—	—	212,000

- 1 変更の場合は、長期優良住宅に係る技術的審査料金表の 1 / 3 の料金とする。
(100 円未満切り捨て)
- 2 確認申請手数料・設計住宅性能評価料金は別途必要です。
- 3 その他、特殊な技術的審査等がある場合は依頼者とセンターの協議による。